



## 自分になりすました偽のアカウントを見つけた。 アカウント開設者の情報を開示してもらうには？

### 相談者の気持ち

SNSで自分になりすました偽のアカウントを見つけました。自分の写真を勝手に使われたうえに、中傷されて困っています。SNS運営会社に削除してもらいましたが、その後、何度も偽のアカウントが作られ困っています。なりすましアカウント開設者の情報を開示してもらえますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



手続きにはいくつかの方法がありますが、原則としてできます。

こうした事例で多いのは、匿名の掲示板やブログなどで誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>されているケースです。書き込まれた立場としては、偽の情報や中傷する書き込みを削除したい、偽のアカウントを開設した人物や中傷記事を書き込んだ人物を特定して損害賠償請求をしたい、と思うからでしょう。

問題を整理すると、「本人を中傷する書き込み記事の削除」「本人になりすました偽アカウントの削除」「なりすましや中傷した者に対して損害賠償をするための氏名・住所等の情報開示」という問題があります。

まず、これらの問題に対応するためには、インターネット上の情報により自分の権利が侵害されていることが必要です。侵害されている権利としては、書き込みの内容にもよりますが、自分の名誉にかかわる権利、プライバシーに関する権利、肖像権などが想定されます。自分でサイト管理者等に対して削除等の依頼を行う場合には、違法・有害情報相談センター(<https://ihaho.jp/>)に相談してみることも有用です。相談自体は無料で、具体的な削除依頼の方法等をアドバイスしてもらえます。

さて、SNS運営会社等が「なりすまし」をいっ

たんは排除してくれたとしても、繰り返し同じようなことが行われてしまう場合には、「当該記事の削除」や「損害賠償請求」を求めて法的手続きを行う必要があります。

この場合、法的手段としては、通常の民事訴訟によることも可能ですが、とにかく早く当該記事を削除してほしいという場合は、侵害情報の削除を求める仮処分命令を裁判所に申し立てることになります。仮処分命令が認められれば、当該記事の削除が実現されます。

削除のみならず、損害賠償請求を行うときは、プロバイダー(サイト管理者等)を相手として、それらが保有する偽アカウント開設者の氏名・住所等の開示を求める仮処分手続きを行います。

もっとも、プロバイダー等も偽アカウント開設者の氏名・住所等の情報を保有しておらず、携帯電話番号しか分からないという場合もあります(ツイッターなど)。このような場合でも、プロバイダー等に偽アカウント開設者の携帯番号を開示させ、その開示された携帯電話の持ち主を携帯キャリアなどに開示させ、これに基づいて、損害賠償を求めるといった流れになると思います。

裁判手続きにおける侵害された権利の証明や、仮処分手続きに必要な書類などについてはかなり専門的な知識が必要ですので、弁護士に相談されることをお勧めします。

